# 長野市農業委員会 第34回総会議事録

1 日 時 令和4年11月30日(水)

開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時59分

- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1番	善財	良治		2番	池田	昌子	3番	青木	保
4番	曽根	信一		5番	田中	章一	6番	岡村	豊
7番	鈴木	洋一		8番	青木	明夫	9番	小林	清男
10番	村田二	千代春	1	1番	佐藤	太吉	12番	小滝	愛子
14番	中島	清	1	6番	羽田	悟	17番	中澤	澄夫
18番	関	正和	1	9番	吉原	俊夫	21番	酒井	昌之
22番	塚田	厚	2	3番	和田	修	24番	北原	幸平

- 4 欠席委員
  - 13番 北村 守 15番 林部 安壽 20番 松田 光平
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

25番 北村 正彰

事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰 事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曽根 明美主 査 駒村貴久美 主 事 岡田 悠希 農業政策課

係 長 市川 和正

- 6 議事
- (1) 農地法等に係る事項について

議案第305号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第306号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第307号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第308号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明について

議案第309号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 310 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積 計画」の決定について

議案第 311 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について

議案第 312 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用 地利用配分計画(案)の意見聴取について

議案第313号 非農地決定について

報告第131号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第132号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第133号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について 議案第314号 別段の面積(下限面積)について 議案第315号 令和4年度長野地区農業委員会シンポジウムについて

曽根会長代理 定刻前ですが、全員お集まりになりましたので総会を開会します。

今年も残すところあと1ヶ月となりましたが、天気予報を見ていますと寒気が下ってきて、来週あたりに雪マークがついているような状況です。コロナにつきましても寒い時期には増えるというような予想の中で、コロナ対策ももう一回しっかりと手洗い等しながら体調管理をして感染防止をしていきたいと思います。

第 34 回の総会に出席いただきありがとうございます。会長代理の曽根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんに唱和していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いいたします。

## 【農業委員会憲章唱和】

曽根会長代理

第34回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、 現在の出席委員数は、在任委員25名中22名で過半数に達して おりますので、農業委員会等における法律第27条第3項に基 づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、 欠席委員は、議席番号13番 北村守委員、議席番号15番 林部 安寿委員、議席番号20番 松田光平委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青 木 会 長

改めまして、こんにちは。11月の最後の日ということで、非常にお忙しいところ、今回の総会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、コロナ感染症ですけども、第8波はまだまだ大きなうねりをもって、感染拡大が広まっております。とりわけ長野県は、全国でも、最近の国の数字では第3位ということで、非常にワーストの上位にあるということで。先ほども県庁にお邪魔して、県知事さんにも会ってきたんですけど、非常にやっぱり緊張感があって、県庁内も特に大変なようでございます。私どもはそれぞれ農業者のかたがたと直接、接するという形の中で、自粛はするものの、ある程度、国の方針として行動制限が問われてるということから、やっぱり緩みがあると、つい感染すると。最近、私の身の回りでも1人、亡くなっております、

残念ながら。その方はがんで入院してたんですけども、その後、脳梗塞を併発して、残念ながら院内でコロナに感染して、感染で最終的には命を落としたという事例も出ております。そういったことで、基礎疾患ということもあるんですけれども、やっぱり油断をすると取り返しが付かないということになりますので、お互いに気を付けて生活を送りたいというふうに思っております。いずれにしても、今年もあと1カ月でございます。最後の追い込みで、何かとご多忙かと思いますけれども、それぞれ健康に留意されて、最後の追い込みをお願いしたいと思います。

さて、『農地のつぶやき』にもちょっと書かせていただきましたけども、今月の16日、松本市のキッセイホールで長野県の農業委員会大会を開催し、当長野市農業委員会からも農業委員、それから推進委員含めて多くの方にご参加いただきました。ありがとうございます。その中で、内容につきましてはそれぞれ皆様、直接お聞きになっていただいたり、お読みになっていただいてると思いますけども。正直申し上げて、今回の農業委員会大会は、長野市の農業委員会大会だというぐらい、県内に対しての情報発信がいろいろできましたし、これもそれぞれ、やっぱり普段、活動しているからこそ、そういうところが形として、県内の農業に対するプレゼンテーションができたのではないかというふうに思っております。そういった面では、あらためて農業委員、推進委員の活動に御礼、それから敬意を表するところでございます。本当にありがとうございます。

一応、この大会の要請文をあそこで決議したわけですけれども、今日は、それを持って、午前中に阿部知事さん、それから小林農政部長さん、それから農政課長さんに直接お会いしまして、お渡しをしてきました。私は長野県の農業委員会協議会の会長という立場で、直接お渡しして、なおかつ指針についても説明をしてまいりました。併せて、県会議員の先生がたに代表して丸山県議長さん、それから髙島副議長さんにも、私どもが県会議長さんの応接室に訪問をさせていただき、要請文を手渡すとともに、内容について説明をさせていただきました。

今回、特に阿部知事さんのほうに具体的に申し上げた内容について、ちょっと触れたいと思います。皆さまもお分かりのとおり、要請文はあるんですけども、一つは来年の春からスタートする地域計画策定について。当然、私どもも意見書の中で、長野市に対して、農業政策課の中でプロジェクトを作るなどして、専門の窓口をつくって地域の中でのそれぞれの活動をサポートしてほしいというお願いをしました。

併せて県に対しても、各地域振興局の中の農業農村支援センターの中に、この地域計画策定の特別チームをつくってほしいと。それで各地区、くまなくフォローをしていただきたいということで、当然、県という立場であれば、77の市町村があるわけですから、そこに対するサポートということになろうかと思います。そんなことを、そのためのいわゆる人件費等の予算措置をお願いしたいということをお願いしました。

それからもう一つは農業資材の高騰問題、これもだいぶ、直接、阿部知事さんのほうから言及がありまして、県としても最大限、国の政策以外に県としてもやりますということで、当然一番はこの前もちょっと述べたと思いますけども、キノコの栽培の、特に光熱費、それから材料費、もう一つは畜産関係の飼料代の高騰ですね。これに対しては、県としても非常に憂慮していると。長野県の畜産も非常に大きな農業の中の柱になるので、これに対しても必ず力強い政策支援をしていきますというお話もございました。

あと、やっぱり太陽光発電について。最近、いわゆる農地法 絡みじゃない、農業委員会ではどうしようもない、いわゆる環 境問題。それからもう一つは防災関係で、県外でも結構、あち こちで太陽光発電の設置に対する、地元と業者との間の調整が 非常にうまくいかないと。その原因が、先ほど言いましたよう に、景観保全だとか災害発生防止という観点での、地域と業者 との話し合いの折り合いが付かないということも、やっぱり結 構出ているようです。

それで、今、長野市も当然、ガイドラインというものがございます。ガイドラインでやるんですけども、最終的なこの辺のジャッジについては、これは県知事の範疇って非常に大きいので、県としても、きちっとしたガイドラインを作ってほしいというお願いを、今回、私どもが出したんです。それに対して、阿部知事のほうからは、最近、ご承知のとおり県知事さんも、県を回っていますよね、県から各市町村を回りながら、直接、住民のお話を聞いている中で、やっぱり住民の方から直接出ているのが景観問題、それから災害防止で非常に憂慮しているので、県として、もうちょっときちっとしたガイドラインを作ってほしいという要請があるといったことで、県もこれから本気になって動きますので、まだガイドラインがない市町村もいっぱいありますので、その辺りも含めて、これから動いていきたいというようなお話がございました。

あと、ここにもありますけど、米の問題。いわゆる水田の、 水田活用の直接支払いの件です。今はおそばだとか、お米以外 を作っている水田について、直接支払いの交付要件を見直さなきゃならんという形も出ているんですけど。実は私も水稲については詳しくないんですけども、5年間に1回は水を張りなさいと、田んぼに。そうでないと、交付金を認めないというようなお話が、どうも農水省から出ているようですね。

例えばおそばだとか、他のものを作っている場合、水なんか 張ったら、そばなんて、できなくなっちゃうと。そういうむち ゃを言うんじゃなくて、もう少し、今の生産体制を守りながら、 交付金がきちんと支払われるやり方があるんじゃないかとい うようなことで、これについて農業委員会としても、現場をも うちょっと理解をした上で制度の設計に当たってほしいとい うお話を、県を通じて国のほうにぜひ申し入れてほしいという 要請も今回、述べさせていただきました。

そんなことで、この前の農業委員会大会でも、阿部知事さんから挨拶いただきましたけども、今日、お話ししていたら、結構、阿部知事さんも農業に詳しいですよね。相当突っ込んだお話もされまして、ここまで農業に対して関心を持っておられるんだということに、ちょっと私自身もあらためて見直したんですけど。いずれにしても、そんな形で私どもの意見というのをきちんと上部団体に、上部の行政機関に届けているということもご報告をさせていただきたいと思います。

さらに、私は明日、東京に行かなきゃいけないんです、たまたま。東京はやっぱり、全国農業委員会大会の関係があって、ちょっと行くんですけれども。その後、大会が終わったら、その大会の決議書を持って、長野県下の国会議員さんを全部回るということになっています。国会議員さんに対しても同じようなことを、ぜひ国会としても、これを具体的な施策として生かしていただきたいというようなお願いをしてくるつもりです。

そんな形で、それぞれのステップで課題の共有化と、それからそれを実現させるためのご尽力をいただくような動きをしております。当然、私どもは長野市ですから、荻原市長にお願いをするのは当たり前なんですけど、さらに上部団体でそういう動きがされてるということを、皆さまがたにご報告をさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと話が長くなりました。今日は経基法もございますので、それぞれの地区で、調査会で慎重に論議いただいたと思いますので、その内容を前提に、論議いただければありがたいというふうに思っております。簡単ではございますけど私の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

曽根会長代理 ありがとうございました。続きまして本藤事務局長より、報

告とご挨拶に移ります。

本藤事務局長

事務局の本藤です。よろしくお願いいたします。私からは、 3月2日からスタートいたします、19期の農業委員及び農地利 用最適化推進委員の現在の選考状況についてご説明いたしま す。

まず農業委員につきましては、定数の 25 名の募集に対しまして 26 名の応募がございました。市長から農業委員会委員候補者選考委員を、青木会長はじめ農業団体関係者、消費者、商工団体関係者、公募委員の計8名からなります長野市農業委員会委員選考委員会に諮問し、委員会で選考した結果、25 名の候補者を選考いただき、その結果を今月、市長に答申したところでございます。今後は農業委員会等に関する法律の規定に基づき、市長が12 月議会において、議会の同意をいただく任命手続きに入ってまいります。

また農地利用最適化推進委員につきましては、定数の 42 名の募集に対しまして、46 名の応募がございました。農地利用最適化推進委員につきましては、この総会終了後、役員の皆さまで構成されます農地利用最適化推進委員検討委員会において選考いただき、その候補者を来月の総会にお諮りいたしましてご決定いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお本日、事務所等における新型コロナ感染防止対策の協力 についての依頼文書を配布させていただいております。感染対 策にあらためてご協力のほど、お願いいたします。私からは以 上でございます。

曽根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議 長

長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。皆さまがたのご協力をいただきながらスムーズに会議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは着座にて進行させていただきます。それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 21 番 酒井昌之委員と、議席番号 22 番 塚田厚委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法 律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同 居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その 議事に参与することができないとなっております。本日の議案 案件の中で、当事者または関係者となっている方がございましたら、申し出てください。よろしいですかね。

## 【該当者なし】

議 長 それでは、なしと確認をいたしました。次に進みます。次に、 議案の訂正等を事務局よりお願いいたします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料 の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしま した資料、そして皆さまに事前にお届けをさせていただいて、 本日、ご持参いただいております資料につきましては、別紙、 総会資料一覧のとおりでございますので、ご確認をお願いした いと思います。

> なお、農地法議案本冊に訂正が1件ございます。訂正表をご 覧いただきたいと思います。6ページ、農地法第3条の関係で ございますが、13番の案件が取り下げとなっておりますので、 恐れ入りますが、削除をお願いしたいと思います。以上です。

長 それでは議事に入ります。最初に、農地法等に関する事項について、審議を行います。議案第305号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 それでは議案第305号から、私のほうで説明をさせていただ きたいと思います。説明は、座ったままで失礼をいたします。

議案第 305 号 農地法第 3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第 34 回総会農地法等の議案、本冊の 1ページをご覧いただきたいと思います。番号 1番から、6ページの 15 番までの 14 件でございます。内容は、所有権移転案件が8件、賃貸借権案件が5件、使用貸借権案件が1件となります。4ページの9番は、農家創設でございます。5ページの11番は、空き家に付随する特定農地として、令和4年10月31日の総会で決定いただいたものでございます。また6ページの14番及び15番は関連案件で、権利取得後の経営面積は3,215.89㎡となります。

申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

長 本議案は、長野市農業委員会規定第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。

. . .

議

初めに北部地区調査会長から、1番から6番についてお願いいたします。

関 地区調査会長

北部地区調査会の関です。ナンバー1から6についての6件について説明をいたします。なお、ナンバー1から4につきましては貸人が同じ同一案件であります。それぞれ検討した結果なんですが、地域との調和要件等、支障を生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議

長 続きまして西部地区調査会長から、7番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長

7番でございますけれども、検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。 以上でございます。

議

長 続きまして、中部地区調査会から、北原委員により、8番及び9番についてお願いいたします。

北原委員

中部地区の北原です。中部地区調査会長の北村委員が所用で 欠席のため、私が代わりに報告させていただきます。番号8に ついては、許可条件に適合しており、問題ありません。番号8 は、農家創設であり耕作者から営農計画等について確認しまし たけれども、何の問題もなく、許可条件に適合していると判断 いたしました。以上です。

議

続きまして南部地区調査会長から、10番から12番、お願い いたします。

村田地区調査会長

長

長

南部地区調査会、村田です。よろしくお願いいたします。10番と12番は、調査会で検討した結果、許可条件を満たしており、問題ないと判断しました。11番は先月から出ている空き家に付随する特定農地でありますので、問題ないと思います。以上です。

議

続きまして東部地区調査会長から、14番及び15番、お願い いたします。

北村地区調査会長

東部地区の北村です。14番につきましては所有権移転ということです。15番につきましては、賃貸借権ということで、14、15はこの●●さんが持っている土地の北側と南側に、14番が北側、15番が南側にあります。それで、土地を大きくして、ブドウ棚を作って、ブドウを作っていくというようなことを考えているようです。いろいろ聞きまして、一生懸命にやりたいというようなことでありますので、許可条件にも適合しておりますので、特に問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただ

今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発 言がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

### 【質疑なし】

議 長 いないですかね。じゃあ、意見がないようでありますので、 採決に入ります。議案第305号について、許可することに賛成 の方の挙手を求めます。

## 【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第305号は原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第306号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 306 号 農地法第 4条の規定による許可申請について ご説明申し上げます。 7ページをご覧いただきたいと思いま す。番号1番及び2番の2件でございます。

1番は住宅敷地拡張のための転用案件で、面積が 20.0 ㎡で ございます。2番は貸し駐車場設置のための転用案件で、面積 は 272 ㎡でございます。以上、説明申し上げました申請案件の その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に 進達しておりました農地法第4条の1件の案件につきまして は、許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以 上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上 げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それではこの案件に つきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づ いた意見の報告をお願いいたします。

初めに北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1の1件については、周 辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められる ため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上 です。

議 長 続きまして中部地区調査会、北原委員から2番についてお願いいたします。

北 原 委 員 中部地区の北原です。番号2、貸し駐車場への転用で、事業 計画等を確認しましたけれども、営農条件に支障がないと判断 し、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。 議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただ 今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご 発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

### 【質疑なし】

議 長 ありませんね。それでは採決に入ります。議案第306号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

## 【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員の挙手を確認いたしました。 よって議案第306号は許可相当と決定をいたしました。

> 続きまして議案第 307 号 農地法第 5 条の規定による許可申 請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお 願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 307 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ご説明を申し上げます。 9 ページをご覧いただきたいと思いま す。番号 1 番から、12 ページの 9 番までの 9 件ございます。

1番は自宅進入路を設置する転用案件です。また、備考欄に 開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地 造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。こ の開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転 用許可制度の運用において他法令による許可等が受けられる 見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして 開発許可の記載があるものは、開発許可の申請を市の建築指導 課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

2番は住宅建築工事のための進入路を設置する一時転用案件でございます。許可の日から令和5年7月23日までとしております。3番は現場事務所、駐車場及び資材置き場などを設置する一時転用案件で、許可の日から令和6年9月24日までとしております。4番は駐車場、自宅進入路及び庭を設置する転用案件です。5番及び6番は駐車場を設置する転用案件です。

7番は貸し駐車場を設置する転用案件です。8番は自家用駐車場を設置する転用案件です。9番はワイナリー及び駐車場を設置する転用案件で、備考欄に農振除外、軽微変更と記載のとおり、令和4年11月4日付で軽微変更があったものでございます。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題がないと判断いたしました。

なお、先月総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の11件の案件につきましては、 全て許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以 上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から4番までお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1から4までの4件について、ナンバー1とナンバー2は関連案件です。それぞれ、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会から5番から7番について、北 原委員からお願いいたします。

北 原 委 員 中部地区の北原です。番号5と6は、駐車場の案件です。敷 地に隣接する水路がありますけれども、境界に壁を立てて、水 路に駐車場からの砂利等が入らないように配慮するというこ とで、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認めた ので、許可相当と判断いたしました。

7番についてですけども、これは大型車両の貸し駐車場の案件です。事業計画等を確認しまして、周辺の営農に支障がないという判断をしましたけれども、駐車場に隣接する市道は比較的交通量も多くて、また、10トンの大型トラックが5台ほど駐車するということで、さらにその近くに長野南高等学校があり、通学路になっていることから、交通安全面で地元住民から苦情が出るのではないかという懸念があり、そのような意見が委員から出されました。

そのため、申請者に事前に地元の区長に話をするようお願いしたところ、区長と話をする段取りを立てて、地元住民とトラブルが起きないよう対応するとのことで、申請者から返答をいただきました。よって調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、8番、9番、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。8番は自宅に駐車場を設置する、それから9番はワイナリーの設置というような案件です。 いずれも周りの農地への影響はないものという判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこれから質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。説明で、ご理解いただけていますね。

### 【質疑なし】

議 長 それではご意見がないようでございますので、採決に進みます。議案第307号について、許可相当とすることに賛成の方の 挙手を求めます。

### 【全員举手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第307号は 許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第308号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 308 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について説明を申し上げます。議案の 13 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番及び 2 番でございます。

裁判所の競売や税務署の公売となり、売却により所有権が移転する場合であっても、農地として利用する場合は農地法第3条、また宅地として利用するものであれば農地法第5条の規定による許可が必要で、その許可要件を満たしているかどうか、入札参加時に確認するため、農地法の許可を受ける見込みのあるものであるかを証明する、買受適格証明が求められます。これは農地を取得できないものが最高価格の買い手になるのを防ぐため、入札参加者を買受適格証明書を有している者に限定するという取り扱いがなされております。右側の備考欄をご覧いただきたいと思います。備考欄に、長野地方裁判所の競売案件と記載がございます。本件につきましては、長野地方裁判所が行います、農地の競売に参加するに当たり、農地法第3条で取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか決定をいただくものです。

なお、買受適格証明を添付して競売に参加し落札した場合でも、本来はその後速やかに農地法第3条の規定による許可申請を提出し、許可を受けて裁判所に提出しなければならないとなっています。しかしながら落札後に通常の手続きで許可申請をするには、事務処理に相当の期間を要し、裁判所の事務処理にも支障をきたす恐れがあることから、特例といたしまして買受適格証明の審議の際には、併せて農地法第3条の規定による許可申請についても事前に審議しておくことができるようになっております。落札後にあらためて農業委員会の審議に付することを省略して、事務的な処理だけで手続きを済ませることができるようになっておるものでございます。

表の欄外に注釈がありますとおり、事務処理の迅速化を図るため、申請人が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請書

を提出した場合は、その時点で許可して差し支えないことについても、併せてご審議をいただくものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。議題の内容は理解できますよね、それぞれ。それではそれぞれ、1番及び2番について、該当する東部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長

東部地区の北村です。この案件につきまして、この308号につきましては、農地が関係するところばかりで、それ以外に宅地の関係も二つほど、宅地と倉庫みたいなのがあるんですが、それと今回の土地、4アールちょっとですね、それと、そこのところに倉庫もあります。大きな倉庫があります。それで一括で購入したりとか、そのようなことでされるみたいなんですが、一応、市街化区域いうことで、いろいろあるんですが。

まず、●●さんとか●●さんにつきましては、倉庫が使いたいということもありまして、●●さんにつきましては栗を作って、そこの横の倉庫で作業をしていきたいということであります。ただし、この方は、実際持っている農地につきましては上田のほうにあって、ちょっと遠いところにあるんですが、一応、宅地のほうも一括で購入して、ここの農地も使って、そこに移ってやっていきたいというようなことであります。

それとあと、●●さんにつきましては、皆神山の上に3町歩、3.5 ヘクタールぐらいの土地がありまして、そこで作業を中心的には、やっていくんですが、彼氏は若穂のほうの、牛島のほうに家があるんですが、松代のこの地域だと、皆神山にすごい近いという場所で、それと倉庫がでかいのがあって、いろいろ作業するのにもそれが使いやすいんじゃないかというような内容です。そこの小さな畑につきましては、自家用の野菜を作っていきたいというようなことであります。

疑えば、いろいろあるんですが、一応、営農計画書を出していただいて、本人に電話しながらそういう話を聞いたので、農業をやっていきたいということでありますので、許可証明の発行もいいのかというようなことで、東部地区の調査会の中では、皆さんの意見をまとめてきました。そんなことであります。

議

長

ありがとうございました。今、事務局及び地区調査会長の報告について、何かご質問なりご発言がございましたら、お願いいたします。鈴木委員。

鈴 木 委 員 ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、これは競売の関係 になっているということで理解はしたんですが。これは競売 の、このお二方、申請地は同じですよね。このお二方が手を上

げられているという。それでどちらかの方が、この●●を取得 されるという理解でよろしいんですか。

議 長 じゃあ、事務局。

熊 井 主 幹 競売は、何名か手が上がって。

北村地区調査会長 この2人の方です。農地を使うっていう部分につきまして は、この2人の方が。

議 長 調査会長、すみません、そこら辺は事務的な話なので、事務 局から説明をしていただきます。

熊 井 主 幹 農地につきましてはそうなんですが、競売としては、何名か いらっしゃるというようなお話は聞いております。

鈴 木 委 員 ごめんなさい。これ、だから●●ですよね。農地が、だから ●●っていうことですよね。この●●の 436 ㎡の農地ってこと ですよね。この農地に対して、この●●さんと●●さんが、お 二人でやられるという、そういう理解ですか。

熊 井 主 幹 農地につきましては、そういう。

議 長 違う。2人が手を上げているということです。

鈴 木 委 員 2人が手を上げてて、どちらかの方が、だから、ここの●● を取得されるという理解でいいんですね。

熊 井 主 幹 そうですね。手を上げる資格があるかどうかっていう部分。

鈴 木 委 員 だから、そういうことですね。どっちかの方が、だからこの 農地をやられるっていう理解でいいんですよね。分かりまし た。

議 長 他は、いかがでしょうか。いいですね。それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第308号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。ありがとうございました。

### 【全員举手】

議 長 全員の賛成を確認できました。よって、議案第308号は原案 のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 309 号 相続税の納税猶予に関する適格者 証明についてを議題にいたします。事務局より、議案の説明を お願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 309 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につい てご説明を申し上げます。15 ページをご覧いただきたいと思い ます。

相続した農地が高い評価額によりまして相続税を課税されますと、農業を継続したくても、税金を払うために売却をせざるを得ないというような問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。

この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主要な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることということでございます。なお、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸付を行った場合にも適用されることになります。

今月につきましては1件でございますが、適格者であるかどうか決定をいただくものでございます。相続人は長野市大字徳間●●の●●氏。特例適用農地等面積は456.10 ㎡で、その他の内容につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。それでは、この担 当の該当になる北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結 果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。相続した後も継続して耕作をする ということを事務局のほうで確認しておりますので、適格者で あるというふうに認められると判断をいたしました。以上で す。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今 の説明について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがで しょうか。

岡村地区調査会長 すいません。

議 長 岡村委員。

岡村地区調査会長 1点だけ、お聞きしたいんですが。この相続を、今の耕作を するっていうのは、何年かという規定はあるんですか。耕作を 何年続けなきゃいけないか。

議 長 それでは事務局、回答、大丈夫ですか。お願いします。

熊 井 主 幹 市街化区域については 20 年、調整区域につきましては、ずっとということになります。

岡村地区調査会長 恒久的に。

議 長 よろしいでしょうか。

岡村地区調査会長 はい、ありがとうございます。

議 長 他、ご質問ございますか。

岡村地区調査会長 これからこういう問題が多く出てくると思いますので、該当 の。ありがとうございました。

議 長 それでは質問が出尽くしたようでございますので、採決に入ります。議案第309号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 長 ありがとうございました。全員の賛成を確認させていただき ました。よって議案第309号は、原案のとおり決定いたしまし た。

続きまして議案第310号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題 といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農業政策課市川係長

課 農業政策課の市川と申します。別冊1でご説明いたしますの 長 で、別冊1のご用意をお願いいたします。議案第310号 農業経 営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定についてご説明します。着座で失礼いたします。

同法の基本構想を掲げた市町村におきましては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること。農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。利用権を設定するときについて、関係権利者の同意を得ていること。下限面積についてでありまして、以上の要件を全て満たすことを確認しております。

それでは、お手元の議案別冊1の2ページをご覧ください。 今回、所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のと おりで、総件数89件、総面積85,049.65㎡でございます。ペー ジを1枚戻っていただきまして1ページですが、賃貸借、使用 貸借の面積を期間別に示したものでございます。合計数字は先 ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方40名、利用権を 設定する方は75名となっております。以上につきましてご決 定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず1の所有権移転 関係については、順次、各地区調査会長から報告をいただき、 質疑を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行いま す。

次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権について、一括報告いただきます。なお、6の農地中間管理事業及び7の農地中間管理事業の使用貸借権につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

議 長 いいですかね。それでは初めに、1の所有権移転関係の1番 から16番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討 結果に基づいた意見の報告、農家創設も含めてお願いをしたい と思います。初めに北部地区調査会長から、1番から9番につ いてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。北部地区調査会では、1番から9番については原案のとおりでよいという判断をしました。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、10 番から 12 番、お願い します。

岡村地区調査会長 西部地区調査会の岡村です。10番から12番でございますけれども、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして中部地区調査会、北原委員から、13 番についてお 願いいたします。

北 原 委 員 13番の中部地区の案件は、原案のとおり決定ということで問 題ありません。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、14番、お願いいたします。 村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。14番も受人が県でありますし問 題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして 15 番、16 番につきまして、東部地区調査会長、 お願いいたします。

北村地区調査会長 15番につきましては、●●さんが耕作をしてないっていうことで、●●さんが購入して農業をしてるということであります。16番については、農家創設の関係であります。お父さんたちが一生懸命やってきたんですが、娘さんが、お父さんたちの病状のために、なかなかできなくなってきたという部分で、●さんが正式に、お父さんたちから借りていたんですけど、今回購入して、この土地を使っていこうということであります。調査会の中で議論した結果、問題がないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。先ほど の農業政策課さんの説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特に、いいですかね。

#### 【質疑なし】

議 長 それでは質疑がありませんので、所有権移転関係について、 採決を行います。所有権移転関係について、原案のとおり決定 することに賛成の方の挙手を求めます。

## 【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員賛成の確認ができました。よって所有権移転関係のみ、原案のとおり決定いたしました。 続きまして、2から5の利用権設定関係の審議を行います。

その前に、2が6年未満の賃貸借権関係が6件、それから4の、 10年以上の賃貸借権が3件、それから5番の、使用貸借権が9 件でございます。これについて一括して、それぞれの地区調査 会長から検討結果の報告をお願い申し上げます。初めに北部地 区調査会長から、検討結果をお願いします。

関 地区調査会長

北部地区調査会の関です。2、4、5について、全てについ て原案のとおりでよいという判断をいたしました。以上です。

議

続きまして、西部地区調査会長からお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。この件につきまして、許可条件に適 合しており、問題ないと判断をさせていただきました。

長 議

続きまして、中部地区、北原委員からお願いいたします。

北原委員

中部地区も原案のとおり決定することで問題ありません。以 上です。

議

長 続きまして南部地区調査会長からお願いいたします。

村田地区調査会長

南部地区調査会の村田です。南部地区の利用権設定案件につ いては、要件を満たしており、問題ないと判断いたしました。 以上です。

議

それでは東部地区調査会長からお願いします。

長

北村地区調査会長 東部地区の北村です。5番と6番でございます。先ほどお話 ししました●●さんの関係であります。農家創設ということ で、正式に借りると、6年未満で賃貸借権をするという関係で、 5、6番でございます。それと14ページのところの、6番から 9番ですが、使用貸借でありますが、一応、これにつきまして は更新ということでありまして、特に問題ないということで判 断させていただきました。

議

分かりました。それでは、今、それぞれの調査会長から報告 いただきましたけれども、この内容につきましてご発言のある 方はございますか。特によろしいですね。

### 【質疑なし】

議

長 それでは質疑がございませんので、採決に入ります。議案第 310 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま す。

#### 【全員举手】

議

ありがとうございました。全員の方の賛成を確認いたしまし た。議案第310号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第311号 経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決 定についてを議題といたします。農業政策課さんから説明をお 願いいたします。

農業政策課

議案第311号 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

市 川 係 長 り定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定について ご説明申し上げます。引き続き、議案別冊1になりますが、37 ページをご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決 定を経て定めることにされており、取り消しの決定を行う場合 も農業委員会の決定を経て行うことが必要であるとされてい るため、決定をお願いするものです。

まず1点目、公告日令和3年8月1日で、令和3年7月30日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す計画は、利用権設定関係、農地中間管理事業の使用貸借権です。所在、豊野町石●●の農地で、貸付人は●●さん。長野県農業開発公社が借り受けまして、●●さんへ貸し付けるものでした。今回、取り消しの理由ですが、貸付人の●●さんの死亡のためでございます。

1枚めくっていただきまして、38ページ。それと39ページでございます。2件目、公告日令和4年4月1日、令和4年3月28日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す計画は利用権設定関係、農地中間管理事業の賃貸借権です。所在、穂保●●の農地、貸付人は●●さんで、長野県農業開発公社が借り受け、株式会社●●さんへ貸し付けるものです。取り消し理由ですが、同じくこちらも●●さんの死亡のため。

39ページの3件目も、同公告日、同総会のもので、取り消す計画の所在は中条●●、貸付人、●●さん。長野県農業開発公社が借り受け、●●さんに貸し付けるものです。取り消し理由ですが、貸付人の●●さんの死亡のためでございます。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、3件の取り消す農用地利用集積計画でございます。 これについて各地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお 願いいたします。最初に北部地区調査会長から、3番及び 104 番、111番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。3件とも、取り消し理由につきま しては死亡ということですので、原案のとおりでよいという判 断をいたしました。以上です。

議長 続きまして西部地区調査会長から、149、150番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 今もご説明ありましたように、2件でございますけれども、 死亡のため、何ら問題ないと判断をさせていただきました。

議 長 これより、質疑に入ります。事務局説明並びに調査会長から の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがで しょうか。大丈夫でしょうかね。お亡くなりになったというこ とで、しょうがないですね。

### 【質疑なし】

議 長 ないということでございますので、採決に入ります。議案 311 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

### 【全員举手】

議長ありがとうございました。全員、賛成を確認できましたので、 議案第311号は原案のとおり決定いたしました。

> 続きまして議案第 312 号 農地中間管理事業の推進に関する 法律第 19 号第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の意 見聴取についてを議題といたします。農業政策課さんから説明 をお願いいたします。

農業政策課市 川 係 長

課 議案第312号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 長 第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取につ いてご説明いたします。

農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に 関する法律第19条第3項におきまして、市町村は、必要がある と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとすると規定さ れておりまして、農家創設及び市外在住の担い手の場合がこれ に該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは同じく別冊1の40ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方1名、4,823 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものであります。41ページをご覧ください。番号1、●●さんです。桃の栽培で川中島町におきまして農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課さんから説明がありました。それでは地 区調査会長から、検討結果、意見等の報告をお願いいたします。 中部地区調査会、北原委員からお願いいたします。

北 原 委 員 中部地区の北原です。今、説明があったとおり、農家創設であり、原案のとおり決定ということで問題ありません。以上です。

議 長 ただ今、農業政策課さん及び中部地区調査会から検討結果に ついてのご報告がございましたけれども、この内容についてご 発言のある方はおられますか。特にいいですね。

### 【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 312 号 を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員举手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第312号につきましては、原案のとおり決定いたしま

す。

続きまして議案第 313 号 非農地決定についてを議題といた します。事務局より、議案の説明をお願いします。

熊 井 主 幹 議長、すいません。議案の313号 非農地決定の説明の前に、 議案第308号 農地法第3条の第1項目的の買受適格証明につ きまして、質問に対する回答に若干不足がございましたので、 ここで説明、追加を担当のほうからさせていただいてよろしい でしょうか。

議 長 分かりました。お願いします。

岡 王 事 事務局の岡田です。先ほど鈴木委員から、こちらの競売要件はこの2人しか買い受け者がいないのかという話だったんですけれども、3条の耕作目的に対する買受証明を出せるのがこのお二人ということになっております。

つまり申しますと、こちらの農地は市街化区域となっておりまして、農地法の5条の転用目的の買受適格証明が申請できる状況となっております。通常、5条であれば、調整区域でしたら同じように許可を得なければいけない案件なんですけれども、市街化区域内ということで、受理、要は報告のみの案件となってしまいます。5営業日後に発行ができますので、入札期間が、こちらは12月9日から12月16日までとなっております。なので、例えばこの総会後に5条の転用目的の買受証明を発行願う方が来れば、1週間で発行できますので、応札できる人がさらに増えていくという状況になっております。

現状で申しますと、本日時点で5条で目的出されてる方は別に2人いるということですので、4人が競売で争っているという状況です。以上になります。

議 長 鈴木委員、大丈夫ですかね。よく分かりましたね。

鈴木 委員 ありがとうございました。

議 長 それでは続きまして、あらためて議案第 313 号 非農地決定 についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願 いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 313 号 非農地決定につきましてご説明申し上げます。 農地法議案本冊 17 ページをご覧いただきたいと思います。番 号 1 番から、28 ページの 246 番まででございます。28 ページに 面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは山林 が 96 筆、面積が 57,206 ㎡でございます。原野が 150 筆、面積 は 49,447.07 ㎡でございます。合計で 246 筆、106,653.07 ㎡で あります。多くは本年の 7 月に対象者に調査結果と非農地決定 通知申請書を送付したことから、まとまって申請があったもの でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。この案件に対する発言のある方は、挙手をお願いいたします。いないですね。いいですかね。もう、完全に荒れてる畑については、できるだけ非農地化すると。ただし、優良耕作地のど真ん中にある畑は、当然認められないということはお分か

## 【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので採決に入ります。議案 第 313 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求め ます。

## 【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員の賛成が確認できました。よって議案第313号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告第 131 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第 132 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

りかと思います。その点についてはよろしくお願います。

熊 井 主 幹 報告第 131 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 についてご報告申し上げます。29 ページをご覧いただきたいと 思います。番号 48 番から、30 ページ 54 番までの 7 件でござい ます。

農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題がないことから、事務局長専決によりまして受理しておりますので、報告申し上げます。

続きまして報告第 132 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。31 ページをご覧いただきたいと思います。番号 120 番から 34 ページの 134 番までの 15 件です。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の転用の届出で農地の権利移動を伴う転用届となります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題がないことから、事務局長専決によりまして受理しておりますのでご報告申し上げます。

以上、報告案件2件につきましてご説明申し上げました。よ ろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 131 号及び第 132 号についてご説

明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですかね。

村田地区調査会長

すいません、ちょっと参考までにお聞きするんですが。50番 なんですけど、記念碑とあるんですが、これはどういうふうな ものになるんですか。

議

事務局。報告第131号の番号50番。記念碑設置について。目的が記念碑設置で、これも農地法の対象になるのかどうか。

松橋事務局長補佐

長

長

すいません、ちょっと把握しておりませんので。担当に確認 させてください。

議

分かりました。村田会長、あらためてご報告申し上げますので、しばらくお時間を。

松橋事務局長補佐

すいません、今、確認しまして、もともとは記念碑として設置されてたもので、今回、是正というような形で上がってきたものになっています。

岡田主事

お墓じゃないんですけど、記念の碑が、農地に立ってたらしいんです。それを是正してっていう話らしいです。詳細がちょっと、申請書がないので分かんないんですけど。

議

長 これは墓地じゃないので、保健所の関係とか、関係ないでしょう。

村田地区調査会長

でも、農地ではなくなるということですよね。

岡田主事そうです。

長

議

村田委員いいですか。他はいかがでしょうか。それでは報告 事項でございますので、ご了解をいただきたいというふうに思 います。

続きまして報告第 133 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 市 川 係 長

課 報告第 133 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計 長 画(案)の報告についてご説明いたします。本件につきましては 市内で就農している担い手、新規就農者への利用配分計画です が、既に農地中間管理機構が中間管理権設定している農地について借受者が変わる、つまり権利移転をするものでございます ので、意見聴取ではなく報告というふうにさせていただいております。

それでは別冊 1、42 ページをご覧ください。今回、権利の移転を受ける方 7 名、賃貸借及び使用貸借によりまして 489,841.33 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。1 ページめくっていただきまして、43 ページをご覧ください。新たな借受者です。番号 1 の $\blacksquare$  さん、豊野町石でりんごの栽培をする方。番号 2 の $\blacksquare$  さんは金箱でりんごの

栽培をする方。43 ページから 63 ページは全部、同じ方になります。番号3番です。これは農事組合法人●●さんです。今まで●●さん個人で借りていたものを、●●、法人のほうに付け替えるものになりますので、これだけの件数が出てきますが、実質的には同じ方がやるようになります。地区は大豆島、屋島、川中島、更北、篠ノ井、松代、若穂に渡りまして、麦、大豆の栽培になります。

次に 64 ページ4番、●●さん、川中島御厨で桃を栽培する方。番号5の●●さんは篠ノ井小森で野菜を栽培する方。番号6番、株式会社●●は松代町豊栄で野菜を栽培する法人。最後、65ページ、番号7番の●●さん、若穂川田で桃を栽培する方になります。報告についての説明は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご質問ありましたら、挙手をお願 いいたします。

#### 【質疑なし】

議 長 特にないようでございましたら、報告事項の案件でございま すので、それぞれご了解いただきたいというふうに思います。 よろしくお願いいたします。

まだ3時になりません。早く始めたこともありまして、あとの議題はそう大きなボリュームではありません。引き続いて議事を進行させていただきますけど、よろしいですね。

それでは、これで農地法関係については全て終わりましたので、2番目、その他、農業委員会業務に関わる事項について、審議をいたします。議案第314号別段の面積(下限面積)についてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いします。

松橋事務局長補佐

事務局の松橋です。着座にて説明させていただきます。資料ナンバーの1をご覧ください。別段の面積(下限面積)についてです。1の、別段の面積の設定の根拠ですが、農業委員会の適正な事務実施について、農業委員会は毎年、別段の面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。2の方針ですが、今年度の見直しは行わず、現行のままとするものです。3の理由としまして、各地区調査会でも説明させていただきましたが、農林業センサスの結果などを基に面積設定をしております。見直しの基準となる2020年農林業センサス、長野市では令和4年7月公表となっております。こちらの詳細結果の公表を基に策定し、現行面積を上回る区域は経過措置として現行に据え置き、また長野市やまざと振興計画の対象となる中山間地域は新規就農を増進する観点から一律10アールとすること等の設定に必要となる条件に当てはめたところ、現行

の数値と同数値となるため、現行のままとするものです。また 定住対策・遊休農地解消の一助として、空き家に付随する農地 に係る別段面積を、令和2年4月から1アール以上 10 アール 未満と定めていますが、こちらにつきましても引き続き現行の ままとするものとなっております。

以上、今回の見直しにつきましては、現行のままといたしたいと考えています。また、ご承認いただきましたら裏面のとおり、12月1日付で告示する予定となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から別段面積についての提案をいただきました。まず、ご説明の内容につきまして、資料を含めてご質問ある方、ご発言、挙手を求めます。いかがでしょうか。実質的には、これで決めていただければ来年3月末までの有効期間ということで、4月以降は今の国の方針ですと、別段面積の設定を無くすというような国の考え方がございますので、その時点でまたあらためて確認をしていただくということです。よろしいですか。

## 【質疑なし】

議 長 それでは特段、ご意見もないとお見受けいたします。これより採決に入ります。議案第 314 号 別段の面積(下限面積)について、事務局が作成した原案を承認することで決定することに 賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員举手】

議 長 ありがとうございました。全員賛成を確認させていただきました。よって、議案第314号は原案のとおり決定いたしました。 続きまして議案第315号 令和4年度長野地区農業委員会シンポジウムについてを議題といたします。それでは事務局から、本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。議案第 315 号 令和4年度長野地区農業委員会シンポジウムについて、資料ナンバー2をご覧ください。それでは着座にて説明させていただきます。

本件につきましては、各調査会で説明をさせていただきました内容でございます。1の開催日時につきましては、令和5年1月19日木曜日、13時から16時15分です。2の開催場所につきましては、長野市東部文化ホールです。長野市の柳原支所の隣にあります施設になります。3の参集範囲は、長野地区6市町村の全委員となっております。4の日程につきましては、記載の予定のとおりとなっております。

5の、長野市の活動事例、意見発表者につきましては、東部

地区調査会の北村地区調査会長に令和元年台風 19 号災害とその後についてという内容でお願いしたいと思っております。6 の交通手段につきましては、各自で参集をお願いいたしたいと思います。7番の出席報告につきましては、12 月の地区調査会で確認させていただきたいと思います。

このような内容で、長野地区農業委員会シンポジウムに参加 したいと思いますので、ご審議をお願いいたします。

長 ただ今事務局から、議案第 315 号 令和4年度長野地区農業 委員会シンポジウムについての説明がありました。ただ今の説 明に際し、何かご発言のある方の挙手を求めます。よろしいで すかね。多分、18 期の最後の大きなイベントになりますね。参 加をしていただいて、特に今回は地域計画について農業会議の 伊藤専務のほうから、この時期になるともう少し農水省の詳細 について情報も入ってくると思います。それらも含めてご説明 を、報告をするというお話も聞いておりますので、よろしくお

## 【質疑なし】

願いいたします。

議

議 長 それでは、特段の意見もございませんので、一応、確認だけ させていただきます。これより、この案件についての採決に入 ります。議案第 315 号 令和4年度長野地区農業委員会シンポ ジウムについては、事務局で作成した原案を承認することで決 定することに賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員の方の賛成を確認させていた だきました。よって議案第315号は、原案のとおり決定いたし ました。

> 以上で、本日の予定いたしました議事が全て終わりました。 議事関係で、皆さんのほうからご提案事項があれば、ないです かね。

田 中 委 員 ちょっと、すいません。先ほど、議案 309 号で相続税の納税 猶予の件、15 ページですけれども。市街化農地だと 20 年というふうにおっしゃられたんですけど、あと他の農地、例えば市 街化調整区域の農地とかも 20 年でよろしいんでしょうか。

議 長 事務局。

熊 井 主 幹 調整でありますと、20年ではなく、ずっと基本的にはそのま まやっていただくというような。

田 中 委 員 ずっとになっちゃうんですか。すいません、一応確認させて いただきました。

議 長 いいですか。ありがとうございました。他、よろしいですか。 ありがとうございました。 そうしましたら、議案関係につきまして、皆様方のご協力いただきまして、議事終了いたしました。これにて私の役目を終わらせていただきまして、曽根代理さんのほうに進行をお願いいたします。

曽根会長代理

青木会長、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了 となりました。

では、8の、その他に移ります。本日、全体を通して委員の 皆さまから何かご質問等ありましたらお願いしたいと思いま す。よろしいですか。それでは事務局から、今後の日程を含め て説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐

次第の裏側のページをご覧いただきたいと思います。3番の、今後の会議等の日程の一覧でございます。3番にありますが、第35回の総会につきましては、12月27日の火曜日、1時半から3時半で講堂で執り行いたいと思います。続きまして6番の第36回の総会につきましては、1月31日の火曜日、1時半から3時半、こちらも講堂で執り行いたいと思います。8番、9番でございますが、8番の第37回の総会につきましては、来年の2月28日の火曜日、時間のほうは2時30分から4時30分の予定で開催をしたいと思います。会場は講堂になります。こちらの総会終了後、第18期農業委員会の解散会を引き続き、ホテルメトロポリタンで5時半から7時半の予定で開催したいと思いますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、ご予定をいただきますよう、お願い申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

駒 村 主 査

事務局の駒村です。最後に私のほうから、県外視察研修の実施報告について、説明させていただきます。お手元に、令和4年度農業委員県外視察研修実施報告という冊子があるかと思います。こちらは、10月5日、6日に実施をいたしました県外視察研修について、参加された委員の皆さまからご提出いただいた視察研修報告書をまとめたものになります。お時間のあるときにご覧いただければと思います。私からは以上です。

曽根会長代理

以上で、第34回農業委員会総会を終了いたします。皆さま、 お疲れさまでした。